

令和5年3月3日
国土交通省
不動産・建設経済局建設業課

「建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」及び「建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」並びに「ストックヤード運営事業者登録規程（案）」に関する意見募集の結果について

国土交通省では、令和4年12月26日から令和5年2月10日まで、「建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」及び「建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」の一部改正並びに「ストックヤード運営事業者登録規程（案）」に関する意見の募集を行いましたところ、計78件のご意見をいただきました。

寄せられたご意見の概要及びそれに対する考え方を以下のとおりとりまとめましたので、公表いたします。

今後とも国土交通行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

主なご意見及び国土交通省の考え方

	主なご意見（概要）	国土交通省の考え方
<全般>		
1	各地方自治体にて先行して施行されている盛土規制条例等の運用にできるだけ弊害が生じないように整理をしていただきたい。	今回の改正では、元請建設工事業業者等が再生資源利用促進計画を作成する際に、搬出先の盛土規制法の許可等の有無のほか、各地方公共団体の盛土規制条例等の許可等も確認を求めています。
2	今回の規制内容について厳しい罰則を課すことにより、実効性を確保していただきたい。	令和5年1月より、再生資源省令・指定副産物省令に照らして取組が著しく不十分である場合に、国土交通大臣が資源有効利用促進法に基づく勧告・公表・命令を行うことのできる対象事業者の範囲を拡大したところです。引き続き、新たな規制内容の実効性の確保に取り組んでまいります。
3	改正内容について、業界団体や公共工事の発注機関等に対して、幅広く周知を行うとともに、説明会の開催もしていただきたい。	パブリックコメントの実施に併せて、建設業者団体等への説明会を実施したところです。今後とも周知を行ってまいります。
<指定副産物省令の改正案について>		
①全体について		
1	指定副産物の再生利用促進の「主体」を、「元請業者等」とせず、明確に「元請業者」とすべきである。	指定副産物省令第4条において、「元請建設工事業業者等」は「発注者から直接建設工事を請け負った建設工事業業者（＝元請業者）及び請負契約によらないで自ら建設工事を施工する建設工事業業者（＝自主施工者）」と定義されており、「元請建設工事業業者等」を指定副産物の再生利用促進の主体としております。
2	汚染土壌を現場で洗浄等の処理をして一般土として500m ³ 以上を搬出する場合は、建設発生土として扱うと考えてよいか。	建設発生土に該当し、500 m ³ 以上工事現場外に搬出する場合には再生資源利用促進計画の作成が必要となります。 なお、汚染土壌については、土壤汚染対策法に基づき、建設汚泥に該当するものは廃棄物処理法に基づき適切に処理することが必要です。
3	計画を作成すべき建設発生土500 m ³ 以上は、同一工事現場の総量とすべきではないか。工事現場を区割りすることで、工区ごとの建設発生土量を調整する事業者もいると考える。	同一工事現場の総量で判断いただく必要があります。
4	砂利採取業者は、「元請業者等」に含まれているか。	指定副産物省令は工事現場において発生した土砂を対象としており、建設業者かつ砂利採取業

	また、砂利採取業者は、砂利を当該事業者の土地に自ら運搬し、砂利を保管している。建設現場の土地等から砂利を購入して、当該事業者の土地に保管しようとした場合においても、規制の対象となるか。	者である者が発注者から直接建設工事を請け負い、又は請負契約によらないで自ら建設工事を施工する場合には同省令における「元請建設工事事業者等」に該当します。 当該砂利が建設工事に伴い発生したものである場合、500 m ³ 以上を工事現場外に搬出する場合には同省令による計画書作成等の対象となります。
5	建設発生土を自現場で利用（埋戻し等）するために、一度敷地外の一次仮置場にストックし、その後敷地内に戻す計画を立てている場合は、本省令の「建設発生土の搬出」には該当しないと理解してよいか。	工事現場（契約書等で工事現場とわかる場所）内の土の移動であれば、同省令における「搬出」に該当しないと考えています。
6	全体を通して搬出量との記載があるが、積算をするときにはm ³ であったり、ダンプカーで運搬するときにはトンであったり、台数であったり、と現場では様々な単位で計測されている。このため、搬出量が分かりにくくなっていると考えられることから、どのような方法で正確に搬出、搬入された建設発生土を計量するのかを明確にするべきではないか。	指定副産物省令では、建設発生土について、搬出量が建設発生土 500m ³ 以上の建設工事について再生資源利用促進計画を作成することとしており、単位はm ³ になります。
7	資源有効利用促進法による規制では、政省令で定める規模以上の建設工事（500 m ³ 以上の建設発生土を搬出する建設工事等）に規制対象が限定されてしまい、小規模工事が野放しになってしまうため、規制対象をすべての規模に拡大すべき。	本制度の目的は、盛土規制法と連携し不法・危険な盛土等の発生を防止するため建設発生土の搬出先の明確化を図るものです。土自体は害のないどこにでもある自然由来のものであり、すべての規模の工事を規制することは経済活動に対して過度な規制となるおそれがあることから一定規模以上の建設発生土の搬出を規制し、再生資源としての利用と適正処理の促進を図るものです。
8	自治体の残土条例等では、元請業者等による発生元証明の提出が義務付けられているなど、今回の省令改正内容とは異なる確認や手続きが必要となり、複数の制度への対応は煩雑で分かりにくい。自治体条例等が法律と体系を揃えて、上乘せ・横出しの範囲にとどまる規制になるよう国が調整をすべきではないか。	今回の改正では、建設発生土の有効利用の推進と適正な処理を確保するため全国一律のルールを設けるものです。なお、各地方公共団体の条例については、地域の状況に合わせた目的に応じ制定されるものと承知しています。
②受領書の交付等について		
9	今回新設する建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求や関係法令の手続きの確認について、これらの規制の遵守状況は、どの行政	指定副産物省令は国土交通省が所管しております。指定副産物省令に照らして取組が不十分であると認める場合等には、国土交通大臣は、資源

	<p>機関（国、都道府県、市町村）がどのように指導・監督するか。</p> <p>また、これらを遵守しなかった場合、適用される罰則はあるか。</p>	<p>有効利用促進法第 35 条及び第 36 条に基づき、指導・助言、勧告・公表・命令を行います。当該命令に違反した場合は、50 万円以下の罰金が科せられます。</p>
10	<p>建設発生土を生じる工事において、搬出先での造成工事やストックヤードでの土砂の仮置き・管理が含まれており、建設発生土を生じる工事の元請業者と搬出先の工事等の元請業者が同一の場合は、受領書をどのように交付する必要があるのか。</p>	<p>受領書は、建設発生土の搬出先を事後的に確認できるようにするための証明資料であり、搬出元と搬出先が同一の者である場合には、搬出先に搬出したことを証する書面を作成いただく必要があります。</p>
11	<p>受領書に記載された搬出先の名称及び所在地が計画と一致することを確認する方法は書面上の確認だけでよいのか。</p>	<p>指定副産物省令では書面による確認を求めています。</p>
12	<p>搬出元（設計積算）は地山状態における土量を採用し、搬出先となるストックヤード等では、地山状態ではなく、ほぐし状態としてダンプ 1 台 〇m³といった概算数量で受け入れることになると思われるため、搬出量と受入量は 1 対 1 の数量管理はできないのではないのか。</p>	<p>今回の改正では受領書に搬出先の名称及び所在地、建設発生土の搬出量、搬出が完了した日等の記載を求めています。土量の正確な把握は困難であることから、搬出元の元請建設工事事業者等には搬出先の名称・所在地の確認を行うことを求めています。本省令改正の運用においては、概数の確認をお願いすることを想定しております。</p>
13	<p>搬出先の管理者は受領書の交付を拒むことができるのか。</p>	<p>搬出先が再生資源省令の対象となる工事現場又はストックヤード運営事業者登録規程による登録を受けた事業者の運営するストックヤード以外の場合は、受領書の交付の義務は無いため、新たな制度について幅広く周知等を行ってまいります。</p>
14	<p>元請業者による土砂受領等の確認の方法（受領書の確認）について、受領書が具備すべき項目はどのような事項があるか。例えば、盛土状況の現況写真等は必要になるのか。</p> <p>また、受領書は最終搬入が完了した際の一回でよいか。</p>	<p>受領書の記載事項は、指定副産物省令第 6 条第 1 項各号に掲げる事項であり、現況写真は求めておりません。</p> <p>同一の搬出先に複数回に分けて搬出を行う場合は、最終搬入が完了したときに受領書の交付を請求することになります。</p>
15	<p>元請業者には受領書の保存義務があるので、搬出先管理者が受領書の交付を求められた際の交付期間の規定が必要と思われる。</p>	<p>建設発生土の搬出段階で受領書の交付を請求し、搬出完了後速やかに受領書の交付を受けることを想定しています。</p>
16	<p>受領書の受取方法（電子メール、スマートフォン等）についてお示しいただきたい。</p> <p>また、再生資源利用計画、再生資源利用促進計画を電磁的記録とする場合の交付方法、保存方法についてもお示し頂きたい。</p>	<p>受領書、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画の交付や提出については、電子メールでの送付など情報通信技術を活用した方法により行うことが可能です。</p> <p>また、保存に当たっては、電子データによる保存</p>

		が可能です。
17	建設発生土の搬出先からの受領書は、「電磁的記録も可」ではなく、原則として電磁的記録とすべきではないか。	電磁的方法による作成を原則とした場合、一部の搬出先では対応できず、制度の実効性確保に影響が生じると考えられます。
③再搬出先の確認について		
18	他の搬出先へ搬出されたときの書面の作成について、元請業者等は搬出した建設発生土が搬出先から他の搬出先へ搬出されたことをどのように把握するのか。搬出先で他の工事現場から搬入された建設発生土と混合しないような保管が求められるのではないか。 また、搬出先の管理者に、他の搬出先へ搬出する場合に搬出元へ通知を義務付ける等の仕組みが必要ではないか。	ストックヤードにおいて複数の工事現場の建設発生土が混合する状態で管理される場合には、当該搬出元の建設発生土を特定することが困難となるため、元請建設工事事業者等には、土砂が混合しないよう搬入元別に区管理した非登録ストックヤードか、混合しても最終搬出先までの確認を行う登録ストックヤードか、いずれかを搬出先として選択頂く必要があります。 また、非登録ストックヤードに搬出した場合は、指定副産物省令により元請建設工事事業者等が最終搬出先までの確認義務を負います。
19	非登録ストックヤードへの搬出時においては、最終処分先への処分は、非登録ストックヤード側が選定、決定するものであり、元請業者は処分されたかどうかを知ることができないが、元請業者による最終搬出先確認は、非登録ストックヤードから入手するのか、それとも最終搬出先から直接発行を受けるのか。	いずれの方法でも問題ありません。
20	「計画書にある搬出先」から「他の搬出先」に搬出された場合、「他の搬出先」からの受領書の交付が必要であり「計画書にある搬出先」で受領書を(工事完成后)5年間保管するということが。 また、元請業者等は「他の搬出先」から交付された受領書を「計画にある搬出先」から受領することで書面の作成とすることはできるか。可能であるならば、「計画書にある搬出先」の役割として、元請事業者等に受領書の写しを送付することを明記すべきである。	搬出先に関する事項を記載した書面の作成・保存は「計画書にある搬出先」ではなく、元請建設工事事業者等に求めることとしています。 なお、「他の搬出先」から「計画書にある搬出先」に対し受領書の交付がなされた場合、元請建設工事事業者等は、当該受領書の写しを保存することで、当該書面の作成に代えることが可能です。
21	元請業者等による再搬出先の確認について、建設発生土が「計画に記載した搬出先」で一度利用(盛土等)された後に、再度掘削されて「他の搬出先」へ搬出されるケースは、本項は適用されないと理解してよいか。	建設発生土が他の工事現場に搬出され、当該建設発生土が盛土として利用された場合は、元の元請建設工事事業者等による再搬出先の確認は不要としています。それを明確にするため、受領書に、「盛土」と「一時堆積」の区別を記載することを想定しています。
22	土砂を含む資材の販売を継続反復して業とし	当該事業者がストックヤード運営事業者登録規

	<p>で行っているものに対し、建設発生土を譲渡（有償/無償に関わらず）した場合に、土砂の販売先の開示を求めるのか。</p> <p>複数の受入先（搬出元）と販売先（再搬出先）が常に存在している中で、1対1対応させた情報を求めるのは現実的ではないと思われる。</p>	<p>程による登録を受けていない場合には、搬出元別に区分管理頂く等の対応を行い、再搬出先の受領確認結果を当該搬出元に報告頂くことが求められます。</p>
23	<p>「搬出先に関する書面」は電磁的記録も可とあるが、計画の掲示についてはデジタルサイネージも可となっているものの、計画そのものは電磁的記録も可となっていない。搬出先に関する書面を「電磁的記録も可」とする意図は何か。</p>	<p>再生資源利用促進計画についても、指定副産物省令上は書面での作成に限定されておらず、電磁的記録による作成も可能です。</p>
24	<p>元請業者等による再搬出先の確認について、「搬出先が国又は地方公共団体が管理する場所その他の公共性のある場所であって国土交通大臣が定めるものである場合は元請業者等による義務を解除することとされている。</p> <p>ここでいう搬出先とは、「ストックヤード」と「最終搬出先」のどちらを示しているのか、また、「公共性のある場所」の要件は何か、明確にしていきたい。</p>	<p>国又は地方公共団体が受領書を交付する場合には、当該搬出先から再搬出された場合の元請建設工事事業者等による再搬出先の確認は要しないこととしています。</p> <p>また、再搬出の確認について、搬出元が、搬出先の確認を要しない要件に該当しない場合は、元請建設工事事業者等に最終搬出先までの確認を求めるものです。</p>
25	<p>「国又は地方公共団体が管理する場所」に国又は地方公共団体が管理するストックヤードは含まれるのか。</p>	<p>国又は地方公共団体が、当該ストックヤードへの搬入に対し受領書を交付する場合には、「国又は地方公共団体が管理する場所」含まれます。</p>
26	<p>元請業者等による再搬出先の確認について、建設発生土がストックヤード運営事業者登録規程により登録を受けたストックヤードに搬出された場合も、元請業者等の義務を解除すべきでない。</p>	<p>ストックヤードにおいて、区分管理等により搬入元別に管理を行うことは困難である想定されるため、ストックヤード運営事業者の登録制度を創設したところ です。</p>
27	<p>非登録ストックヤードに土砂を搬出した場合、元請業者等が二次搬出先以降を確認することは困難であり、搬出先に関する書面の作成等は当該非登録ストックヤード事業者の義務とすべき。</p>	<p>建設発生土の適正処理を含む再生利用促進の主体は元請建設工事事業者等であり、原則として、元請建設工事事業者等の責任において最終搬出先まで確認する必要があります。</p> <p>最終搬出先まで確認することが困難と想定される場合には、国や地方公共団体、ストックヤード運営事業者が運営するストックヤードへの搬出をご検討ください。</p>
28	<p>非登録ストックヤードにて不適正処理や事故等が発生した場合、発生土を渡していた元請業者にも法的責任が問われる可能性があるか。非登録ストックヤードへの引き渡し時点で所有</p>	<p>指定副産物省令では、元請建設工事事業者等に最終搬出先までの確認を求めており、元請建設工事事業者等は最終搬出先を知る立場にあると考えられます。</p>

	権は移行しており、引き渡し後には排出者である元請業者の責任は問えないものと認識しているが正しいか。	
29	土質改良プラントや流動化処理土製造プラント等、建設発生土を原料として再生資材を製造する施設を搬出先とした場合は、a. ～c. までと同じように最終搬出先までの確認義務の対象から除外すべきである。(販売先の選定は、当該プラント事業者の責任であることは明らかのため。)	当該事業者がストックヤード運営事業者登録規程による登録を受けていない場合には、搬出元別に区分管理頂く等の対応を行い、再搬出先の受領確認結果を当該搬出元に報告頂くことが求められます。
30	国土交通省が研究しているトレーサビリティシステムや産業廃棄物の運搬処分先管理で使用されている「電子マニフェスト」等のデジタル技術を用いてトレーサビリティが確保できる場合には、受領書の受渡しや通知が不要となるといった「より適正な管理」へのインセンティブも検討するべきである。	頂いたご意見は、今後の施策の推進に当たって、参考にさせていただきます。
④関係法令の手続の確認について		
31	搬出先における建設発生土の搬入に係る行為が各種法令の届出や許可を要するものであるか否かを容易に判断できるチェックリスト等を示していただきたい。	チェックリストを作成し、搬出先の適正確認に関する運用を周知する予定です。
32	「工事現場内の土地の掘削その他の土地の形質の変更が土壤汚染対策法第3条第7項又は第4条第1項の規定による届出を要する場合にあっては、当該届出がされていること」の「工事現場内」とは、建設発生土の発生場所（搬出元）のことか。	ご認識のとおり、「搬出元」の工事現場について確認をしていただくものです。
33	<p>土壤汚染対策法第3条第7項又は第4条第1項の届出の有無等を確認することのだが、土壤汚染対策法第3条第7項の届出者は土地の所有者等であり、土壤汚染対策法第4条第1項の届出者は土地の形質の変更をしようとする者（一般的には発注者）である。</p> <p>各々の届出義務者は、元請業者等でないことが多いことから、元請業者等と届出義務者が情報共有することが重要であるため、本改正に関し、工事業者だけにとどまらず、広く周知していただきたい。</p>	今回の改正について、建設業者団体のほか公共発注者、民間発注者団体等に広く周知を行ってまいります。
34	土壤汚染対策法第3条第7項又は第4条第1項の届出要件は、一定の規模を面積で規定して	今回の改正は、建設現場からの汚染土の搬出を防止するため、再生資源利用促進計画の作成に

	<p>いるにもかかわらず、今回の改正においては、体積で要件を定めているため、規模要件に整合性がないように思われる。</p> <p>また、届出義務者が手続きを確認する規定を整備する方が、より直接的で施行通知の主旨に沿っているように思われる。</p>	<p>際して発注者等が行う土壤汚染対策法に基づく手続きが適切に実施されていることを、施工者の立場として確認するよう元請建設工事業業者等に求めているものです。</p>
35	<p>再生資源の利用という観点から、汚染されていない土壤であることが重要だと考えるが、土壤汚染対策法に基づく土壤汚染の調査結果の確認まで求めないのか。</p>	<p>今回の改正では、工事現場からの汚染土の搬出を防止するため、発注者等が行う土壤汚染対策法に基づく手続きが適切に実施されているか施工者の立場で確認するため届出の有無等を確認することを求めています。</p>
36	<p>土壤汚染対策法第3条第7項に基づく届出が必要となる土地から発生する土は、土壤汚染のおそれのある土であると思われるが、汚染のおそれのある土が再生利用されても良いのか。</p> <p>また、汚染のおそれある土を搬出する場合、要措置区域等から発生する汚染土の取扱いに準じた形で取り扱う必要があると思われるが、運搬や処理についての規定を盛り込む必要はないのか。</p>	<p>今回の改正では、工事現場からの汚染土の搬出を防止するため、発注者等が行う土壤汚染対策法に基づく手続きが適切に実施されているか施工者の立場で確認することを求めています。</p> <p>また、土壤汚染への対応については、土壤汚染対策法に基づき適切に処理することとなります。</p>
37	<p>今後は、土壤汚染対策法のその他の届出や他法令の届出等も確認事項として盛り込んでいく予定と考えてよいか。</p>	<p>本省令改正の運用において、元請建設工事業業者等に土壤汚染対策法及び関係する条例の手続きを確認していただくことを想定しております。</p>
38	<p>盛土規制法に基づく都道府県等による区域指定が終わっていない段階で、適切な手続きが完了しているかの確認を元請事業者等に求めるのは、時期尚早ではないか。たとえば、搬出先候補の事業者から元請から照会をかけた際に、「区域指定がされたばかりなので許可申請の準備を行っている」と回答を受けた場合には、適正であると判断してよいか。</p>	<p>盛土規制法に基づく許可等の確認は区域指定後に必要となりますが、土壤汚染対策法や地方公共団体の条例に基づく手続きの確認等は、盛土規制法による区域指定を待たずに実施する必要があると考えております。</p> <p>関係法令に基づく手続きの確認は再生資源利用促進計画作成(変更を含む)の段階において行うこととなりますが、その時点において盛土規制法に基づく許可が下りていない場合には、適正な搬出先と判断することはできません。</p>
39	<p>発生土の搬出先が盛土規制法または土砂条例等の届出対象未満である場合の確認方法について具体的にお示しいただきたい。搬出先の口頭による説明で十分なのか、届出対象未満であることを証明する書面の発行を受けるのか。</p>	<p>届出対象の規模未満であることを書面で確認頂く必要があります。</p>
⑤その他		
40	<p>元請業者等が書面の通知を行う相手の「建設発</p>	<p>「建設発生土を運搬する者」とは、貨物運送事業</p>

	生土を運搬する者」とは、具体的にどの立場の者を意味しているでしょうか。建設発生土の搬出作業を発注する相手（一次業者）と考えて良いか。（元請が、実際に運搬するダンプ会社と直接契約しているとは限らないため。）	者など、実際に建設発生土の運搬を行う者を指します。
41	建設発生土を他の工事現場で利用する場合に、利用側（受取側）が運搬を手配するケースもあるが、その場合は、建設発生土を運搬する者に対する通知は不要と考えてよいか。	建設発生土の運搬を搬出先が行う場合は通知を行う必要はありません。
42	建設発生土を運搬する者に対して、作成した書面の内容を通知する内容に、元請事業者名を追加するべきではないか。	元請建設工事事業者等に対して通知を求めるものであり、元請建設工事事業者等の名称は明らかであると考えております。
43	運搬する者に対する建設発生土の搬出に係る関係法令の手の確認結果の通知について、明確に「書面を交付する」とすべきではないか。ミーティングや掲示板で「通知」する業者が現れるのではないか。	指定副産物省令において、「確認結果を記録した書面を作成（電子的記録も可）」としていることから、通知は書面又はその電子的記録の送付により行うものと想定しています。
44	2023年1月1日に施行された指定副産物省令改正による「再生資源利用促進計画」の掲示と、2023年5月施行予定の指定副産物省令改正による新たな掲示内容について、この二つの様式を組み合わせ、掲示物が「1枚」になるようにした方が合理化されると考える。	建設発生土の搬出に係る関係法令の手の確認結果は重要なものと認識しており、再生資源利用促進計画の添付書類として工事現場の公衆の見えやすい場所に掲示することを求めています。指定副産物省令では具体的な様式を定めていませんが参考様式を別途通知等により周知する予定です。
45	土壌汚染に係る事項は、工事の施工だけでなく土地の資産価値そのものにも大きく影響する内容であるため、施工者（元請業者等）により公衆向け閲覧を行う内容としては相応しくない。当該事項を制度化するのであれば、発注者が元請業者等への説明および公衆向け情報開示の義務を負うべきではないか。あるいは公衆の閲覧は不要とすべきではないか。	本規定は土壌汚染対策法に基づく手が適正に行われていることを確認し、その確認結果を掲示させるものであり、汚染土の搬出防止の観点から必要な確認であると考えております。
46	施行日前に契約した工事については、搬出先に関する事項の確認結果を記載した書面の掲示は行わなくて良いか。 今回の省令改正においても、既契約の工事に対しては対応が困難であることを踏まえ、経過措置を設けていただきたい。	今回の省令改正においても経過措置を設けており、新たな措置は施行日以後に新規請負契約を締結した建設工事より適用されます。
<再生資源省令の一部改正について>		
1	再生資源省令における「元請業者等」に残土処	発注者から直接建設工事を請け負った建設工事

	分業者、ストックヤード業者、土質改良プラント等も含まれるのか。受入先が建設業者ではない場合（建設業許可を取得していない者の場合）は、受領書の交付義務はないということが良いか。	事業者及び請負契約によらないで自ら建設工事を施工する建設工事業業者が再生資源省令上の「元請建設工事業業者等」に該当し、受領書の交付が必要となります。なお、建設業許可の有無は問いません。
2	請負契約によらず自ら施工する者（自主施工者）が、残土の受入れを管理する場合、元請業者等に該当するとなり、規模要件以上となれば「再生資源利用計画」の作成が義務付けられ、土砂を搬入した場合には受領書を交付しなければならないということが良いか。	ご認識のとおりです。
3	一般的な建設工事であっても土砂を搬入した場合、（搬出元の種類に係らず）搬出元に対して受領書を交付しなければならないということが良いか。 また、再生資源利用計画を作成しない工事等においては、受領書の交付義務はないということが良いか。	再生資源利用計画の作成対象工事の場合は、建設発生土の搬入元に対して受領書の交付が必要です。 なお、再生資源利用計画の作成対象外の工事である場合も、搬入元から受領書の交付請求があった場合には受領書の交付にご協力をお願いいたします。
4	元請業者には受領書の保存義務があるので、搬出先管理者が受領書の交付を求められた際の交付期間の規定が必要と思われる。	建設発生土の搬入完了後速やかに受領書を交付していただくことを想定しています。
<ストックヤード運営事業者登録規程案について>		
1	最終処分場を経営する当社として、登録するメリットが見当たらない。登録できる規定なのか登録義務なのか。	本規程においては、「登録を受けることができる」任意の制度としています。 また、本規程において、ストックヤードは、「再び搬出することを目的に、外部から搬入された土砂を一時的に堆積する場所」としており、再搬出を行わない最終処分場は対象外となります。
2	ストックヤード運営事業を営む全ての者が登録を受けなければならないこととすべきではないか。	建設発生土の適正処理については、搬出元の元請建設工事業業者等がその主体であるとの前提のもと、指定副産物省令における元請建設工事業業者等の搬出先の確認制度において、登録ストックヤードを選択することが、元請建設工事業業者等・ストックヤード運営事業者双方に利点があり登録が進むよう制度を設けるものです。
3	登録をしなくても発生土受入をしてもよいか。自ら保有する土地であれば、登録なしでも発生土ストックは可能か。 土質改良プラントは含まれないという認識でよいか。	本規程による登録をしなくても、ストックヤード運営事業を行うことはできます。（ただし、盛土規制法等の他法令に該当する場合は、当該法令の許可が必要となります）。 自ら保有する土地や土壌改良プラントであって

		も、「再び搬出することを目的に、外部から搬入された土砂を一時的に堆積する場所」に該当すれば、本規程によるストックヤードに該当します。
4	静岡県では保管数量が1000㎡又は1000㎡を超える場合は盛土の許可が必要となっており、上記数量以下にするため置場を数カ所に分けて保管している。このため、保管力所数ではなく、1事業者で1申請として頂きたい。また、面積及び数量の基準を定めてそれ以上は申請しなければならないとして頂きたい。	ストックヤード運営事業者登録規程は、事業者ごとに登録を行うものであり、その運営するストックヤードのうち一部のみを登録することも可能です。 建設発生土の適正処理については、搬出元の元請建設工事事業者等がその主体であるとの前提のもと、指定副産物省令における元請建設工事事業者等の搬出先の確認制度において、登録ストックヤードを選択することが、元請建設工事事業者等・ストックヤード運営事業者双方に利点があり登録が進むよう制度を設けるものです。
5	国又は地方公共団体が管理するストックヤードは登録対象なのか。	国又は地方公共団体が管理するストックヤードも対象となります。 なお、国又は地方公共団体が管理するストックヤードのうち、当該ストックヤードへの搬入に対して国又は地方公共団体が受領書を交付している場合には、指定副産物省令第6条第3項第1号に掲げる「国又は地方公共団体が管理する場所」に該当し、本規程による登録を受けずとも同項の規定による元請建設工事事業者等の最終搬出先までの確認義務は免除されることとなります。
6	本規程第1条で掲げる目的を達成するためには、少なくとも登録要件として、発生土利用基準の確認方法、ストックヤードとして適正な運営が可能な土地の規模や施設の設置状況、周辺的生活環境の確保措置などを設ける必要があると考える。登録ストックヤードは国としてある種お墨付きを与えることになるので、慎重な制度設計を求める。	本規程は、第3章の業務内容に示すとおり、主に土砂の搬出入の適正な管理を求めるものとなっております。 ご指摘を踏まえ、第1条の規定を修正いたしました。
7	ストックヤードから搬出する土の品質がある程度担保されるような制度になっていないと、事業者が登録するメリットは少なく、普及が進まないのではないかと考える。また、5年間の登録有効期間も短いと考える。	頂いたご意見は、今後の施策の推進に当たって、参考にさせていただきます。
8	登録をするにあたり、受入発生土の情報把握を	ストックヤード運営事業者登録規程による登録

	どの程度まで行えばよいか。	を受けた場合に行う必要のある業務は、同規程第3章のとおりです。このうち受領書の交付等に関する規定は第11条、土砂の搬入及び搬出の管理に関する規定は第12条に記載しているのとおりです。
9	第4条第1項第9号イ～チにおいて、許可、認可、認定、認証又は届出の要否及び有無を提出しなければならないとなっていますが、「森林法の林地開発許可」を追加すべきではないか。	林地開発であっても、例えば、宅地造成及び特定盛土等規制法の対象となる行為が行われる場合は、同法に基づき許可の取得等を行う必要があります。
10	登録申請時に役員及び支配人に係る住民票の写し（本籍の記載のあるものに限る。）を登録申請書に添付することとなっているが、添付の趣旨および対象が外国籍の場合も同様の取扱いとなるのかをお示しいただきたい。	御指摘を踏まえ、住民票の写しに代わり、生年月日等に関する調書及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書を求めるよう修正いたします。
11	行政庁の行う事務の利便性向上のため、法人である事業者の場合、登録申請時に法人番号を求めた方が良いのではないか。	法人の場合、登記事項証明書の提出を求めるとしております。
12	登録の更新申請は有効期間満了日の180日前～42日前とされているが、どのような理由で42日前であるのか、また、この期間が申請から登録にかかる標準処理期間と同じであるかお示しいただきたい。	更新申請の分散化を図るため、登録有効期限の半年前から約1か月半以内で更新申請を行うこととしています。 なお、申請から登録までの標準処理期間は、おおむね90日程度を目安として考えております。
13	ストックヤード運営事業者による土砂の管理状況の報告について、例えば当該報告が事業年度にかかる確定申告の内容に及ぶのか、また、その場合確定申告書の提出期限の延長の特例を受けている法人の期限の取扱い等についてお示しいただきたい。	事業年度における土砂の搬入・搬出量、搬出先の名称等について報告を求めるとしており、確定申告の内容に及ぶものとは考えておりません。
14	第10条で搬出先を確認するとあるが、確認する最低の土量はあるのか。	土砂の量によらず搬出先の確認が必要です。
15	改良土の販売については、搬出先における土石の堆積その他の行為が宅地造成及び特定盛土等規制法との確認を除外すべき。除外できないのであれば、リサイクル材及び碎石販売業者すべてに同様の規制をすべき。	本規程において、ストックヤードは、「再び搬出することを目的に、外部から搬入された土砂を一時的に堆積する場所」としております。 また、本規程による登録をしなくても、ストックヤード運営事業を行うことはできます。（ただし、盛土規制法等の他法令に該当する場合は、当該法令の許可が必要となります）。
16	ストックヤード業者が土砂の搬出先の許可等の確認をした結果の書面を作成するとしているが、その結果が必ずしも許可取得先であるこ	登録を受けたストックヤード運営事業者は、土砂を搬出する搬出先が、盛土規制法の許可を要する場合に当該許可等を受けているか確認する

	とを求めているため、ストックヤードからの搬出先は、必ずしも盛土規制法に基づく都道府県知事等の許可がない施設でも良いのか。また、その場合、受領書が交付されない可能性があるが、問題はないか。	こととなっていますが、搬出先が盛土規制法の許可等を要しない場合には、許可等を要しない理由を確認すれば足りる。 いずれの場合においても、搬出先に対し受領書の交付を求めることが必要です。
17	第 11 条第 1 項第 3 号について、「土砂の搬出元」とあるが、「土砂の搬入元」の誤りではないか。	ご指摘を踏まえ、規程を修正いたしました。
18	搬出先に受領書の交付を求めるのではなく、自社による搬出先への出荷証の管理にしたい。	土砂がその搬出先に搬出されたことを証明する書類として、搬出先からの受領書の交付を求めることとしております。
19	ストックヤード運営事業者が、土砂が再搬出されるたびに書面を作成することは困難だと考えられるため、再搬出の都度、搬出先から受領書の交付を求めるだけで良いのではないか。	第 11 条第 2 項では、ストックヤードからの一次搬出先に対し受領書の交付を求めることとしており、二次搬出先以降については、直接受領書の交付を求めることは困難であることから、同条第 4 項において、ストックヤード運営事業者の義務として、土砂の搬出先の名称等を記載した書面を作成することを求めています。 なお、運用において、二次搬出先以降についても受領書の写しを保存することで当該書面の作成に代えることができるようにすることとしています。
20	第 11 条第 4 項を令和 6 年 6 月 1 日施行とするのは、準備周知期間が必要との観点かと思うが、ストックヤードから他の搬出先、更に他の搬出先への搬出が違法盛土の核心であるため、施行日を再考すべきではないか。	制度の周知が進み、全国でストックヤード運営事業者登録規程による登録が一定程度進むよう、あらかじめ準備期間を設けてから施行する必要があるものと考えます。
21	運搬費等の適切な反映について、本来元請責任であるべき適正費用の確保まで、ストックヤード業者の努力義務とされている。建設業法 19 条の 3 も踏まえ、主体を元請業者としたうえで、「反映させなくてはならない」とする必要があるのではないか。	指定副産物省令第 3 条の 2 において、全ての建設工事事業者は、指定副産物の運搬費等の見積りを適切に行うよう努めることとされています。
22	ストックヤード運営事業者登録簿はホームページでの閲覧検索が行えるようにすべきである。	国土交通省ホームページに掲載する予定です。
23	登録規程を遵守すべき体制を構築しても、適正に行われているか確認することは極めて困難であるため、制度が適切に運用されないのではないか。	本規程において国土交通大臣への管理状況年報の報告など必要な業務の実施を求めているところです。また、自治体等とも連携して制度の適切な運営に努めてまいりたいと考えております。
24	再生利用にかかる建設発生土については、安全	国土交通省では発生土の適正な再生利用を図る

	<p>性確保のための適正な土質の品質評価に関する規定も必要ではないか。</p> <p>加えて、ストックヤードへの一時保管が長期間となることで資源の有効利用促進が阻害されることのないよう、登録事業者の業務において予定保管期間の明示等、抑止効果を図りその業務の適正な運営を確保すべきではないか。</p>	<p>ことを目的に、土質特性に応じた区分基準及び各々の区分に応じた適用用途標準等を示した「発生土利用基準について（平成 18 年 8 月 10 日）国官技第 112 号、国官総第 309 号、国営計第 59 号」を公表しています。</p> <p>また、ストックヤードには、発生土を他工事で活用するための時間調整の機能もあると考えられるため、一概に保管が長期間になることが不適切ではないと考えております。</p>
25	<p>災害防止の観点からも適正な金額を支払い、管理運営してもらうことが必要だと思うが、ストックヤード運営事業者に対する使用料・管理料の基準はあるか。</p>	<p>指定副産物省令において、建設副産物の適正な搬出を確保するため建設工事事業者に対し建設発生土等の運搬費その他処理に要する経費の見積りを適切に行うよう求めています。なお、ストックヤード運営事業者の使用料・管理料の基準は特に定めていません。</p>

※ 掲載しなかったご意見やご質問についても、今後の施策の推進に当たって、参考にさせていただきます。